特定間伐等促進計画

北海道赤平市

令和４年３月
（変更：５年３月）

１　特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第４条第１項の規定により定められた北海道の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間で６３４ｈａ（年平均６３ｈａ）の間伐を行うことを、目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

２　特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注１）国土地理院１／50000 地勢図相当又は１／5000 森林計画図の図面に図示する。

注２）特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に設定する。

３　特定間伐等の実施計画

(1) 間伐・造林に関する事項
(2) その他間伐及び造林に関する事項
(3) 作業路網に関する事項
(4) その他施設に関する事項
(5) 事業実施箇所

別紙のとおり

４　特定間伐等の実施計画の実績

(1) 間伐・造林
(2) その他間伐及び造林
(3) 作業路網
(4) その他施設

別紙のとおり

５　特定植栽促進区域

道の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、本市内の範囲とし、別図のとおりとする。

６　特定植栽事業の実施方法

(1) 植栽すべき特定苗木の種類

クリーンラーチ

(2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより、森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、１ヘクタール当たり概ね 1,500 本程度の低密度での植栽に努めるほか、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、下刈り年数の目安を３年とすることなどにより、造林の低コスト化・省力化に努めるものとする。

７　特定植栽事業の実施の促進のための方策

(1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術普及に関すること。

実施主体は、継続的に現地検討会等を開催し、特定植栽事業に関して得た技術の普及を行い、地域における主導的役割を果たすよう努めるものとする。

(2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

実施主体は、特定植栽事業の実施に伴い得られた、育成状況等の有益な知見について、あらゆる機会を通じ地域内の関係者に対し、積極的な情報提供に努めるものとする。

８　森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本市では、５ｈａ以下の小規模な森林所有者は４７０名で、森林所有者の９割を占めており、計画的かつ効率的な森林施業を進める障害となっている。

このため、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域の関

係者が連携・協力する体制を構築するとともに、森林経営計画を作成し森林施業の推進に努めるとともに、団地的に介在する小規模森林所有者については、森林整備に意欲のある者へ森林経営の委託を促進し、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施するなど集約化の推進に努める。

さらに森林施業の共同化を図るため、地域の関係者と連携して森林施業の共同実施に関する協定の締結を図るなど、共同化の推進に努める。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林ＧＩＳ等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集及び解析、境界の確認等を進め、効率的な森林施業の推進に努める。

９　路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な森林施業を実施するため、林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等に考慮した、林道、林業専用道、森林作業道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努める。

10　間伐材の利用の推進

(1) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

市内には、単板工場が１箇所、プレカット工場が１箇所あり、搬出された間伐材等が適切に利用できるよう、林業事業体においては、これらの工場等と木材の需給の調整を行い、間伐材等の利用の促進を図り、安定供給体制の構築に努める。

11　人材の育成・確保等

北海道林業事業体登録制度を活用し、林業就業に意欲を有する者を対象にした技能・技術研修等の活用による新規就業者の確保、路網の整備や高性能林業機械の操作など高度な技術や専門的知識を有する技術者、また、高い生産性・安全性を確保しながら林内作業が実施できる技能者の育成に努めている林業事業体に対して、森林整備等を委託するなどし、人材の育成や確保に努める。